

尼崎市現業評議会との 交渉状況

令和元年度第4号
通算第41号
令和元年12月20日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—令和元年度給与改定等について—

◎日時・場所

令和元年11月12日（火）午後6時30分～午後7時30分（中央北生涯学習プラザ学習室1（B））

◎今回の交渉の主な目的

令和元年度給与改定について前回に引き続き協議を重ねた。

◎具体的な交渉内容

1 令和元年度給与改定について

現業評議会の主張	当局の回答
財政状況等もあると思うが、3級最高号給到達者の人数が増えてきていることに対し、何の対応もないが。	既に国の行政職俸給表(二)にできる限りの継ぎ足しを行っていることのほか、将来的な財政上の影響等も踏まえる必要があり、給料表を見直すことは難しいと考えている。また、最高号給到達者のモチベーション維持の必要性は十分理解できるものの、技能労務職給料表の3級最高号給を継ぎ足しても、その恩恵が若手職員には及ばず、今以上に生涯賃金ベースで若手との差が拡大することの不均衡も考慮する必要がある。こうしたことを踏まえ、技能労務職全体の問題と捉え、現業労使協で諸課題と合わせて議論すべきと考えるものである。
3級最高号給到達者のうち55歳までに昇給停止した者の人数は。	元交通局の者以外で現給保障を受けていないものに限ると、25人である。
人事評価で成績が良く通常であれば特別昇給の対象となる場合であっても、3級最高号給到達者は昇給することはない。当局は転職するこ	技能労務職員の行っている業務の中でも、いわゆる単純労務業務については全てアウトソーシングの対象とすることとしているが、委託の

とで給料が上がるというが、転職だけでなくどの業務を直営として残していくのかについても早く考えを示していただきたい。	範囲や危機管理体制をどうするかといったことを考えながら進めているところである。最終的な体制や行政職のポストにどういった整理が必要かといったことについては、現時点では具体的なことは示せないが、引き続き検討を進めていくものである。
業務執行体制見直し検討会議は、現在も開催しているのか。	今年度においても数回開催している。
事務局はどこか。	行政管理課である。
交渉での意見は、行政管理課に伝えてもらえるのか。	交渉での意見は、常に関係する局に伝えるようにしている。
業務執行体制見直し会議の内容は教えてもらえるのか。	平成 29 年度に検討の結果としてまとめたものをお示ししたが、検討・調整の過程にある案件について、その内容を示すのは難しい。
これまで事務・技術学び期間に移行した者と 1 次試験を受けた者の最高年齢は。	事務・技術学び期間の者で 57 歳、1 次試験の受験者は 59 歳である。
事務・技術学び期間 2 年目で試験に落ちた者はいるのか。	現在 2 次試験中であり、お答えすることはできない。
事務・技術学び期間から現業職に戻る者が出た場合、その空いたポストに誰かが行くことはできるのか。	事務・技術学び期間のポストの整理は行っておらず、事務・技術学び期間の職員が異動してそのポストが空いたからといって、当然に事務・技術学び期間の職員を補充するという考えはない。
面接試験は、いつ行われるのか。	11 月中旬を予定している。
結果は、いつ出るのか。	12 月中に発表する予定である。
1 次試験で落ちた者のフォローアップはしているのか。	可能な範囲で対応していきたい。

課題解決への方向性

回答期限である 11 月 15 日までに一定の判断をするよう伝え、組合も地公労統一妥結を目指して判断するとの意向を示した。

以上
(給与課)

◎妥結事項

11月6日及び12日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月15日に次の項目について合意に至った。

令和元年度給与改定

1 改定内容

(1) 給料表

技能労務職給料表について、令和元年11月6日付けメモのとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、技能労務職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30歳	205,300円	206,500円	1,200円
31歳	210,200円	211,500円	1,300円
32歳	215,200円	216,400円	1,200円
33歳	220,100円	221,300円	1,200円
34歳	224,000円	225,100円	1,100円
35歳	228,100円	229,200円	1,100円
36歳	231,900円	232,800円	900円
37歳	235,500円	236,200円	700円
38歳	239,200円	239,600円	400円
39歳	242,700円	242,700円	0円
40歳以上 55歳未満	246,400円	246,400円	0円

※ H23.1.31時点で在職中の職員は、別途設定の行政職給料表適用者に係る基準額を適用する。

2 適用日

平成31年4月1日